

廃棄物再生事業者登録申請

概 要	廃棄物の再生を業として営んでいる者で環境省令で定める基準（登録基準）に適合するものは、その事業場について保健福祉環境事務所長の登録を受けることができる。
根拠法令	法第20条の2 施行令第17条 施行規則第16条の2
申請先	〔再生を行っている事業場が県の管轄する区域内にある場合〕 同事業場を管轄する保健福祉環境事務所 〔再生を行っている事業場が北九州市、福岡市、久留米市（以下「政令で定める市」という。）の管轄する区域内にある場合〕 事業場の最寄りの保健福祉環境事務所
申請部数	申請書2部（正、控） ※政令で定める市内の事業場においては3部（正、副、控）
手数料	40,000円 ※令和6年4月1日から窓口で申請される場合、クレジットカード等のキャッシュレス決済がご利用いただけます。 詳しくはこちらをご覧ください <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikai-cashless.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikai-cashless.html</a>
添付書類	1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 3 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人の場合） 4 住民票の写し（個人の場合） 5 業務経歴を記載した書類 6 直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税額及び納付済額を証する書類（法人の場合） 7 資産に関する調書、直前3年間の所得税額及び納付済額を証する書類（個人の場合） 8 施設の周辺の地図 9 事業の用に供する施設（運搬施設を含む）の写真